

## 「富士見市介護保険条例の一部を改正する条例」について

### 1 制定趣旨

消費税法及び地方税法の一部の改正に伴う令和元年10月1日からの消費税増収分を財源として、第1号被保険者のうち非課税世帯に属する方の介護保険料を軽減するものです。

### 2 制定内容

介護保険料の改定（第10条関係）

- ・ 対象者 市民税非課税世帯に属する第1号被保険者  
⇒ 保険料段階が第1段階～第3段階までの方

段 階	対 象 者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方</li> <li>・ 生活保護を受給している方</li> <li>・ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方</li> </ul>

- ・ 軽減額

段 階	軽減前		軽減後		軽減額 (円)
	軽減前 保険料率	年間保険料額 (円)	軽減後 保険料率	年間保険料額 (円)	
第1段階	0.450	27,700	0.375	23,100	4,600
第2段階	0.700	43,200	0.600	37,000	6,200
第3段階	0.750	46,200	0.725	44,700	1,500

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率及び確定保険料)</p> <p>第10条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 68,518円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令<u>第2条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p>	<p>(保険料率及び確定保険料)</p> <p>第10条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における法第129条第2項に規定する条例で定める保険料率（以下「保険料率」という。）は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 68,518円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令<u>第3条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p>

(7) ～ (13) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23, 148円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23, 148円」とあるのは、「37, 036円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23, 148円」とあるのは、「44, 752円」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により算定される法第129条第1項の保険料（以下「保険料」という。）の確定金額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の納期）

第11条 略

2 略

3 前2項に規定する納期により難しい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定める。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

(7) ～ (13) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27, 777円とする。

(新設)

(新設)

3 前2項の規定により算定される法第129条第1項の保険料（以下「保険料」という。）の確定金額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の納期）

第11条 略

2 略

3 前2項に規定する納期により難しい普通徴収保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に係る納期は、市長が別に定める。この場合において、市長は、当該納付義務者に対し、その納期を通知しなければならない。

4 市長は、次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを第1号被保険者に通知しなければならない。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第12条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前3項の規定により算定される当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第13条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者\_\_\_\_\_に通知しなければならない。

(延滞金)

第14条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(次条において「保険料の納付義務者」という。)は、納期限(次条第1項の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の末日。以下この項において同じ。)後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

4 市長は、次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを納付義務者に通知しなければならない。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第12条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (新設)

(保険料の額の通知)

第13条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者(納付義務者を含む。)に通知しなければならない。

(延滞金)

第14条 納付義務者\_\_\_\_\_は、納期限(次条第1項の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予をした期間の末日。以下この項において同じ。)後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4)略

附 則

第7条 略

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

3 (略)

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4)略

附 則

第7条 略

2 (新設)